

長崎県弁護士会の

新型コロナウイルスに関する 無料法律相談

新型コロナウイルスに関する法的なお困りごとを、長崎県弁護士会の弁護士が、電話でご相談に応じます。休業や自粛により資金繰りが苦しい、自宅待機を命じられ給料がカットされた、仕事がないから解雇すると言われた、給付金手続きに必要なだからとキャッシュカードの暗証番号を尋ねられた等、新型コロナウイルスに関する法的なお困りごとなら何でも構いません。資金繰り、労務問題、労働問題、消費者問題、人権問題、DV や虐待等、お気軽に相談してみませんか。

実施日

2020年

5月

14

日(木)

21

日(木)

28

日(木)

いずれも **13時～16時**

電話相談。相談対象は原則として長崎県内の市民及び法人。1人20分程度。

利用回数は原則1人1回。相談料は無料。通話料は相談者にてご負担下さい。

電話相談

095-824-0052

相談実施の日時に長崎県弁護士会に設置する「相談専用電話」です。通話料は、かかります。



主催：長崎県弁護士会

お問合せ：長崎県弁護士会 電話095-824-3903



長崎県弁護士会
Nagasaki Bar Association